

障害者地域生活支援事業者選定審査会 選考審査表(仮審査用)

特定非営利活動法人 パーソナルサポートひらかた								A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
番号	募集要項	確認書類等	事項 区分	確認する内容	配点			配点				
1. 応募法人の経営等に関する事項					6 点			6 点				
1	3 (1)	様式3 プレゼンテーション	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営理念・方針の具体的な説明がなされているか	2	1	0	1	1	1	1	1
2	3 (3)	様式2 プレゼンテーション	確認	・応募の動機や目的が法人運営理念・方針との関係を踏まえ明確に示されているか	2	1	0	1	2	1	1	1
3	3 (1)	様式6 提出書類10～12	確認	・経営状態が安定しているか	2	1	0	1	1	1	1	1
小 計								3	4	3	3	3
2. 事業運営に関する事項					14 点			14 点				
4	4-2 (1)	様式4-1 (1)	確認	・障害福祉サービス提供の基本方針が障害者総合支援法等を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0	1	2	1	1	1
5	4-2 (6)	様式4-1 (2)	確認	・1週間に土・日曜日のいずれかを含む5日を事業の実施日としているか	2	1	／	1	1	1	1	1
6	4-2 (7)	様式4-1 (3)	確認	・事業実施時間の開始は午前10時以前、終了は午後5時以降の時間としているか	2	1	／	1	1	1	1	1
7	4-2 (3)	様式4-1 (4)	確認	・障害者虐待を未然に防止するための対策が講じられているか(委員会の設置及び研修の実施)	2	1	0	1	1	1	1	1
8	省令第20条の2	様式4-1 (5) 提出書類20	確認	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、各種マニュアルが整備されているか	2	1	0	1	1	1	1	1
9	省令第27条	様式4-1 (6)	確認	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか	2	1	0	1	1	1	1	1
10	省令第28条	様式4-1 (7)	確認	・事故発生時の対応方法について適切な措置が講じられているか ・損害賠償保険の加入を予定しているか	2	1	0	1	1	1	1	1
小 計								7	8	7	7	7
3. サービス内容等に関する事項					6 点			6 点				
11	省令第2条 第3項	様式4-2 (1)	確認	・指定計画相談支援の事業は、利用者に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	2	1	0	1	2	1	1	1
12	省令第2条 第5項	様式4-2 (2)	確認	・市、障害福祉サービス事業を行う者、その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	2	1	0	1	2	1	1	1
13	省令第20条	様式4-2 (3)	確認	・職員の研修を実施する等して、相談支援専門員等の資質の向上に積極的に取り組んでいるか。	2	1	0	1	1	1	1	1
小 計								3	5	3	3	3
4. 職員体制に関する事項					7 点			7 点				
14	4-3 (1)～(3)	様式4-3 (1)～(3)	確認	・職員配置は市条例等の配置基準を遵守しているか	2	1	／	1	1	1	1	1
15	4-3 (2)	様式4-3 (2)	確認	・専従の相談支援専門員の配置はあるか	2	1	／	1	1	1	1	1
16	4-3 (3)	様式4-3 (3)	提案	・ピアカウンセラーを1名以上配置しているか	／	1 ×3	0 ×3	3	3	3	3	3
小 計								5	5	5	5	5

5. 事業を行う物件に関する事項					6 点			6点				
17	4－1(1)	様式5	確認	枚方市内に所在し、交通アクセスの整った立地条件であること。	2	1	0	1	1	1	1	1
18	4－1(1)	様式5	提案	東部地域(※ 津田南、藤阪、田口山、菅原東、菅原、西長尾、津田、氷室及び長尾の9小学校区のいずれか)に所在する。	／	1 ×3	0 ×3	0	0	0	0	0
19	4－1(2)	様式5	確認	事業に用いる物件を取得または賃借している、またはその見込みがあるか	／	1	／	1	1	1	1	1
小 計								2	2	2	2	2

	総合計	104 点		20	24	20	20	20
--	-----	-------	--	----	----	----	----	----

◇採点にかかる注意事項

・確認事項を満たしている場合は、1点とする。

・確認事項を上回る場合は、2点とする。

・確認事項を下回る場合は0点とする。

・提案事項がある場合は、1点とする。

・提案事項について、優れたものがある場合は、2点とする。

・提案事項がない場合は、0点とする。

・募集要項欄内の「省令」については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）」を指すもの。

◇配点について

・満点（確認事項及び提案事項がすべて最高点の場合）は39点とする。

・確認事項がすべて1点で提案のない場合（0点）は17点となる。